

○議長（齋藤邦夫君） それでは、皆さん、こんにちは。

4月の当局の人事異動によりまして、当局のほうで異動がございました。

それである、各自、自己紹介という形で当局のほうのご挨拶を受けたいと思います。

ひとつ、町長からお願いします。

○町長（菅家三雄君） 只見町長の菅家三雄です。よろしくお願いいたします。

○副町長（根本晃一君） 4月1日付で副町長に着任をいたしました橋本晃一でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○総務課長（新國元久君） 総務課長の新國元久です。引き続きよろしくお願いいたします。

○総合政策課長（星 一君） 4月より、総合政策課長になりました星一と申します。よろしく
くお願いいたします。

○観光商工課長（渡部公三君） 観光商工課長の渡部です。引き続きよろしくお願いいたします
す。

○農林振興課長（渡部高博君） 農林振興課長の渡部高博と申します。いろいろお世話になり
ますが、よろしくお願いいたします。

○環境整備課長（渡部信安君） 4月から、環境整備課長になりました渡部信安です。よろし
くお願いします。

○教育長（齋藤修一君） 教育長の齋藤修一です。今年もよろしくお願いいたします。

○町民生活課長（増田栄助君） 4月から、町民生活課長と会計管理者を兼ねてまいります。
新人です。増田栄助です。よろしくお願いいたします。

○保健福祉課長（馬場博美君） 4月から、保健福祉課長と保育所長、朝日の保育所長と介護
老人保健施設こぶし苑の事務長を兼務しております馬場博美です。よろしくお願いいたします。

○教育次長（増田 功君） 教育次長の増田功です。引き続きよろしくお願いいたします。

○只見振興センター長（梁取洋一君） 只見振興センター長と只見保育所長になりました梁取
洋一です。よろしくお願いいたします。

○朝日振興センター長（五十嵐一彦君） 朝日振興センター長、五十嵐一彦です。引き続きよ
ろしくお願いします。

○明和振興センター長（横田雅則君） 明和振興センター長と併せて明和保育所長させていた
だきます横田雅則です。よろしくお願いいたします。

○議会事務局長（横山祐介君） それではあの、議会事務局のほうも職員の異動ありましたので紹介をさせていただきます。皆様方から向かって、私の左手のほうです。観光商工課より議会事務局のほうに移動となりました矢沢裕也です。

○議会事務局書記（矢沢裕也君） よろしくお願ひします。

○議会事務局長（横山祐介君） それから、その隣ですが、教育委員会と議会事務局の併任辞令をいただいております菅家亮です。

○議会事務局（菅家 亮君） よろしくお願ひします。

○議会事務局長（横山祐介君） 私、3年目の横山祐介といいます。よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎開会の宣告

○議長（齋藤邦夫君） それでは、定足数に達しましたので、ただ今から、平成29年只見町議会4月会議を開会いたします。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎開議の宣告

○議長（齋藤邦夫君） 直ちに本日の会議を開きます。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（齋藤邦夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、9番、鈴木征君、10番、目黒仁也君の兩名を指名いたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎町長の行政諸報告

○議長（齋藤邦夫君） 日程第2、町長の行政諸報告を行います。

これを許可いたします。

町長。

〔町長 菅家三雄君 登壇〕

○町長（菅家三雄君） それでは、行政諸報告を申し上げます。

まず第一に、町職員の退職・新規採用及び定期人事異動についてでございます。まずあの、（1）番といたしまして退職者でございます。下記の7名の職員が3月31日付で退職となりました。内容につきましては以下のとおりでございます。（2）番、新規採用につきましては、4月1日付の新規採用につきましては下記の4名でございます。よろしくお願いいたします。それから（3）定期異動の内容でございますが、4月1日付の定期異動につきましては、対象者は55名であり、うち昇格が17名となっております。

以上でございます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第42号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第3、議案第42号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総合政策課長。

○総合政策課長（星 一君） 資料の配付を許可願います。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可します。

〔資料配付〕

○総合政策課長（星 一君） 議案第42号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例につきましては、附則によりまして、この条例は、公布の日から施行したいという

ものでございます。先ほどお渡しをさせていただきました資料のほうをご覧をいただきたいと思います。

今回のこの条例の改正の内容は三つございまして、一つとしましてはブナセンター長の報酬月額を改正するもの。二つ目としまして、ユネスコエコパーク推進専門監を新設をするというもの。また三つ目として、自然首都環境保全専門監を配置をするというふうなものでございます。

まずブナセンター長の報酬月額の改正でございますけれども、月額を15万円から5万円に改正をしようとするものでございます。こちらにつきましては、今後のブナセンターの運営の在り方等を協議をしていく中で、今回、改正することによりましてブナセンター業務等が円滑に進むと考えられることから改正をさせていただくというものでございます。また二つ目といたしまして、ユネスコエコパーク推進専門監を月額で1万円と定めさせていただきたいというものでございますが、こちらにつきましては只見ユネスコエコパークの推進を図るための助言であったり提言。また、只見ユネスコエコパークの推進協議会並びに支援委員会、専門家で組織する支援委員会の事務局業務を担う専門的知識を有した専門監が求められるために、今回、新設をしたいというものでございます。こちらにつきましては専門家集団であります支援委員会の委員の方からも今後の着実な推進のためには設置が必要だというようなご意見もちょうだいをしておりまして、今回、新設をさせていただきたいというものでございます。三つ目といたしまして、自然首都環境保全専門監の配置でございますけれども、こちらにつきましては設置目的の自然首都にふさわしい環境保全を図るための助言について、3月までこちらのほう担っていただいた方々よりも、より非定期的な活動でありながら、月額報酬だと責任が曖昧で負担があるというようなご意見もちょうだいをしたところでございます。今回、ユネスコエコパーク推進専門監を新設することによって、その機能についても包含できるものということで今回、配置をさせていただきたいというものでありますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第42号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第43号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第4、議案第43号 只見振興センター設置条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

只見振興センター長。

○只見振興センター長（梁取洋一君） 只見振興センター設置条例について説明申し上げます。

本条例は、これまで只見総合開発センターのあった場所に新しく只見振興センターを建設したため、この貸借及び料金等について定めるものです。また、現在の基幹集落センター設置条例等を軸として作成しております。第1条では設置の目的等について。第2条では施設の名称及び所在地について。第3条では職員の配置について。第4条以降、使用方法や料金等について定めています。このほか規則で申請様式や申請方法、料金の納入等、減免等について定めております。オープニングセレモニーを今後4月に計画をしております。その折には出席等をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第43号 只見振興センター設置条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第44号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第5、議案第44号 只見町公の施設における指定管理者の指定についてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

観光商工課長。

○観光商工課長（渡部公三君） 議案第44号 只見町公の施設における指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき次のとおり公の施設の指定管理者として指定するものでございます。一つとしまして、指定管理者に指定を行わせる施設の名称であります。位置が只見町の大字布沢字大久保544番地。名称が山村のくらし体験施設。森林の分校ふざわでございます。二つ目として、指定管理者となる団体であります。只見町大字布沢字仲平803番地。森林の里応援団、代表、齋藤政信氏でございます。3点目、指定管理者として管理を行わせる期間であります。平成29年4月13日から平成30年3月31日までということで、本日の議決を得た明日から今年度いっぱい期間であります。

指定管理期間として指定するものでございます。

本施設につきましては28年度末をもって指定管理の期間が満了いたしました。これにつきましては、公募によりまず指定管理で進めておりましたが、応募者がなく、その存続につきましてこれまで協議をしてきたところ、現在の森林の里応援団が引き続き、今年度、管理をしていただくことになりました。よって、今年度につきましては森林の里応援団の今後の人材育成、組織強化を図りながら、後継者の育成を図って、次年度以降の指定管理等について検討していく期間というようなことで、単年度であります但指定管理をお願いするものでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第44号 只見町公の施設における指定管理者の指定については原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎散会の宣告

○議長（齋藤邦夫君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

どうもご苦労様でした。

(午後 1 時 1 4 分)